

**令和8年(フ)第227号**

神奈川県小田原市蓮正寺528番地 市営螢田住宅7号棟214号室  
債務者 加藤 由美(旧姓有我)(成年後見人中野 智一郎)

- 1 決定年月日時 令和8年6月2日午後3時
- 2 主文 債務者について破産手続を開始する。  
本件破産手続を廃止する。
- 3 理由の要旨 破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
- 4 免責意見申述期間 令和8年8月12日まで  
横浜地方裁判所小田原支部民事部

**令和8年(フ)第453号**

広島県東広島市高屋町杵原1511番地1 ひかり201号  
債務者 上雲地佑太

- 1 決定年月日時 令和8年6月1日午後5時
- 2 主文 債務者について破産手続を開始する。  
本件破産手続を廃止する。
- 3 理由の要旨 破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
- 4 免責意見申述期間 令和8年8月12日まで  
広島地方裁判所民事第4部

**令和8年(フ)第484号**

広島市安佐北区小河原町79番地30  
債務者 三嶋 一彦

- 1 決定年月日時 令和8年6月1日午後5時
- 2 主文 債務者について破産手続を開始する。  
本件破産手続を廃止する。
- 3 理由の要旨 破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
- 4 免責意見申述期間 令和8年8月12日まで  
広島地方裁判所民事第4部

**令和8年(フ)第145号**

熊本市中央区本荘町653番地3(502号) サーパス本荘  
債務者 荒木 君範

- 1 決定年月日時 令和8年6月1日午後2時
- 2 主文 債務者について破産手続を開始する。  
本件破産手続を廃止する。

- 3 理由の要旨 破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。

- 4 免責意見申述期間 令和8年8月18日まで  
熊本地方裁判所民事第1部破産再生係

**令和8年(フ)第230号**

熊本市東区江津1丁目21番18号 内藤ハイツ101  
債務者 上村幸四郎

- 1 決定年月日時 令和8年6月1日午後2時
- 2 主文 債務者について破産手続を開始する。  
本件破産手続を廃止する。
- 3 理由の要旨 破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
- 4 免責意見申述期間 令和8年8月18日まで  
熊本地方裁判所民事第1部破産再生係

**令和8年(フ)第59号**

山口県美祢市大嶺町東分3444番地1 レオパレスコートダジュール210号、前住所山口市深溝185番地1 2号  
債務者 池本貴世隆

- 1 決定年月日時 令和8年6月2日午前10時
- 2 主文 債務者について破産手続を開始する。  
本件破産手続を廃止する。
- 3 理由の要旨 破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
- 4 免責意見申述期間 令和8年9月1日まで  
山口地方裁判所宇部支部

**令和8年(フ)第210号**

熊本県合志市幾久富1909番地749 ファーストプレイス合志2棟108号、前住所熊本県合志市幾久富1866番地30 サンガーデンソレイユE棟101号  
債務者 西田 陽子

- 1 決定年月日時 令和8年6月2日午後2時
- 2 主文 債務者について破産手続を開始する。  
本件破産手続を廃止する。
- 3 理由の要旨 破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
- 4 免責意見申述期間 令和8年9月3日まで  
熊本地方裁判所民事第1部破産再生係

**破産手続廃止****令和7年(フ)第12号**

東京都大田区中央5丁目1-13 トーキョーベータ西馬込3 202  
破産者 青崎 佑希乃

- 1 決定年月日 令和8年5月29日
- 2 主文 本件破産手続を廃止する。
- 3 理由の要旨 破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。  
東京地方裁判所民事第20部

**令和7年(フ)第5420号**

東京都杉並区大宮1丁目1番8号  
破産者 日高ALC有限会社

- 1 決定年月日 令和8年5月29日
- 2 主文 本件破産手続を廃止する。
- 3 理由の要旨 破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。  
東京地方裁判所民事第20部

**令和7年(フ)第5421号**

山梨県笛吹市境川町石橋1911-1  
破産者 日高成権こと 高 成権

- 1 決定年月日 令和8年5月29日
- 2 主文 本件破産手続を廃止する。
- 3 理由の要旨 破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。  
東京地方裁判所民事第20部

**令和7年(フ)第5848号**

東京都葛飾区柴又4丁目24-8 トーキョーベータ 柴又9 101  
破産者 西尾 一秋

- 1 決定年月日 令和8年5月29日
- 2 主文 本件破産手続を廃止する。
- 3 理由の要旨 破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。  
東京地方裁判所民事第20部

**令和7年(フ)第6156号**

東京都練馬区北町1丁目1-15  
破産者 田島秋桜子

- 1 決定年月日 令和8年5月29日
- 2 主文 本件破産手続を廃止する。
- 3 理由の要旨 破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。  
東京地方裁判所民事第20部

**令和7年(フ)第6442号**

東京都墨田区立花3丁目6-7-201 ハウス立花第2  
破産者 森崎 秋彦

- 1 決定年月日 令和8年5月29日
- 2 主文 本件破産手続を廃止する。
- 3 理由の要旨 破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。  
東京地方裁判所民事第20部

**令和7年(フ)第6742号**

東京都足立区一ツ家2丁目1番3号 サンクレイドル六町パラッツォ0407号室  
破産者 合同会社俄

- 1 決定年月日 令和8年5月29日
- 2 主文 本件破産手続を廃止する。
- 3 理由の要旨 破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。  
東京地方裁判所民事第20部

**令和7年(フ)第7078号**

東京都新宿区百人町2丁目6-7-204、開始決定時の住所埼玉県川口市西川口1丁目36-1-504  
破産者 川上 兼司

- 1 決定年月日 令和8年5月29日
- 2 主文 本件破産手続を廃止する。
- 3 理由の要旨 破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。  
東京地方裁判所民事第20部

**令和7年(フ)第8155号**

東京都中央区新川1丁目10番3号  
破産者 株式会社メディアスタイリスト

- 1 決定年月日 令和8年5月29日
- 2 主文 本件破産手続を廃止する。
- 3 理由の要旨 破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。  
東京地方裁判所民事第20部

**令和7年(フ)第9219号**

東京都板橋区中丸町16-14-903、開始決定時の住所東京都渋谷区幡ヶ谷2丁目19-11-305  
破産者 織茂 駿斗

- 1 決定年月日 令和8年5月29日
- 2 主文 本件破産手続を廃止する。
- 3 理由の要旨 破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。  
東京地方裁判所民事第20部